

「観光系バス路線プロモーション動画制作委託」契約結果

観光系バス路線プロモーション動画制作委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名
観光系バス路線プロモーション動画制作委託
- 2 委託業務内容
連節バス「ベイサイドブルー」、観光スポット周遊バス「あかいくつ」をはじめとする都心臨海部バスネットワークの認知獲得、利用促進を目的としたPRを効果的に実施するための動画制作
- 3 契約の相手方
株式会社NKBY's
- 4 契約金額
2,970,000円
- 5 契約日
令和2年1月31日
- 6 評価結果
次表のとおり

	提案者	評価点数 (満点510点)
1	事業者ア	384
2	事業者イ	324
3	事業者ウ	316
4	事業者エ	280
5	事業者オ	179

※なお、5社のうち1社については、受託候補者を特定する期日までに一般競争入札参加有資格者名簿への登載が完了せず、提案資格を満たさなかった。

7 評価委員会開催経過

(1) 開催日

令和元年12月3日

(2) 開催場所

横浜花咲ビル7階 会議室A

(3) 主な発言内容

- ・全体としてバスや横浜の紹介についての提案は多かったが、バス路線ネットワークの見せ方に関する提案は少なかった。
- ・デザインは安心して任せることができそうだが、バス路線ネットワークのPRについて、当局からの意向を伝えながら案を考えるなどする必要がありそう。
- ・今後、キービジュアルを支給した際に、それに合わせてデザインを変更していく必要があるが、コンセプトも表現もよく練られた提案だったと感じた。

プロポーザル評価委員会開催記録

件名	観光系バス路線プロモーション動画制作委託
----	----------------------

○評価委員会開催経過

委員会開催日時	令和元年12月3日 (火) 13:30~16:00							
委員会開催場所	会議室A							
評価委員の出席状況 「○」出席 「×」欠席	委員長 総務部経営 経理係長	副委員長 自動車本部 路線計画課 長	委員 経営推進室 プロジェクト 推進課長	委員 自動車本部 営業課観光・貸切担 当課長	委員 自動車本部 運輸課長	委員 高速鉄道本 部営業課長	委員 自動車本部 営業課観光 担当係長	充足率
	○	×	○	○	○	○	○	6/7
事務局	自動車本部営業課員1名							
議事内容・作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者からのプレゼンテーション ・提案者に対するヒアリング 							
確認事項・作業内容等	<p>評価委員は、提案書を提出した5社(※)に対して質疑応答を行い、提案書について、評価基準に基づき採点した。</p> <p>評価委員の評価点を集計し、合計点を確認のうえ、選考基準に基づき事業候補者として適当であると評価した。</p>							
発言要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・全体としてバスや横浜の紹介についての提案は多かったが、バス路線ネットワークの見せ方に関する提案は少なかった。 ・デザインは安心して任せることができそうだが、バス路線ネットワークのPRについて、当局からの意向を伝えながら案を考えるなどする必要がありそう。 ・今後、キービジュアルを支給した際に、それに合わせてデザインを変更していく必要があるが、コンセプトも表現もよく練られた提案だったと感じた。 							

※なお、5社のうち1社については、受託候補者を特定する期日までに一般競争入札参加有資格者名簿への登録が完了せず、提案資格を満たさなかった。

提案書評価基準

1 評価基準

評価項目	評価の主な着眼点	評価点				加算倍率	配点
		5	3	1	0		
(1) 業務実績 (計5点)							
業務実績	観光PR動画やイベントPR動画、企業・商品CM等の制作実績の件数。	5件以上	3～4件	1～2件	/	×1	5
(2) 業務実施体制 (計15点)							
スケジュール管理	スケジュール管理は適切であるか。およびそのための本市との連絡体制は万全か。	提案の実現のため効果的なスケジュールおよびその管理の提案がある等、優れている	問題はない	一部に問題点があるが調整可能	不可である	×1	5
人員体制	実績や経験年数、人数等を総合的に見て、業務を遂行するために必要な体制となっているか。	優れている	問題はない	一部に問題点があるが調整可能	不可である	×1	5
予算配分の適正さ	不当に営業管理費や撮影料が高くないか。効果にみあった予算配分になっているか。	動画の狙いをかみがみ予算配分のバランスが良く、優れている	問題はない	一部に問題点があるが調整可能	不可である	×1	5
(3) 提案内容 (計60点)							
事業趣旨の理解度	業務の目的、各制作動画の狙い、バス路線ネットワークの内容、各バス路線の特性、横浜の観光スポットを理解し、それを踏まえた提案内容になっているか。	的確に理解し優れた提案内容である	理解し、踏まえた提案内容になっている	理解はしているが、提案内容に反映されていない	理解ができていない	×3	15
提案内容の実現性	スケジュール、予算配分、技術力を考慮し実現可能な映像を提案しているか。	実現可能である	実現にやや調整が必要と考えられる	実現に相当の調整を要する	実現性がない	×3	15
デザイン力	アニメーションや挿入されるグラフィックデザイン、映像が、ターゲットに対して効果的であるか。洗練された優れたデザインであるか。	効果的で優れている	優れている	問題はない	不可である	×3	15
企画・構成力	映像の構成が分かりやすく、動画の狙いに対して効果的で訴求力があるか。	極めて効果的で訴求力がある	ある程度の効果が期待できる	問題はない	効果的でなく訴求力がない	×3	15
(4) プレゼンテーション (計5点)							
意欲・能力・誠実さ	・取組意欲はあるか。 ・実現性のある提案か。	優れている	問題はない	一部に問題点がある	不可である	×1	5
合計							85

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、4段階評価を行うことを標準とする。
- (2) 各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与し、各委員の得点の合計を合算した総合得点595点満点※のうち最も高い応募者を受託候補者として特定します。
※各委員85点満点×委員7人。欠席委員がいた場合は、出席委員人数分が満点となる。
- (3) 同点となった場合は、評価点5が多い者としします。
- (4) 同点となった場合で、評価点5が同数の場合には評価点3が多いものとしします。
- (5) (4)により特定できなかった場合には、評価委員会委員長の判断により特定します。
- (6) 評価の主な着眼点は例示であり、各委員の評価にあたっては、各着眼点を参考に総合的に評価をするものとしします。
- (7) 最低点を総合得点の5割以上としします。かつ、評価基準(2)業務実施体制については各項目で1点×委員7人で7点以上を最低点とする。(欠席委員がいた場合は、1点×出席委員人数の点数以上とする)
それを下回った場合は、得点が最も高い応募者であっても受託候補者とはしません。